

令和 3 年 3 月 24 日

関係団体の長 殿

岐阜労働局労働基準部  
健康安全課長  
(契印省略)

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条  
第 8 号の業務）従事者安全衛生教育の実施について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記教育については、令和 3 年 3 月 24 日付け岐労発基 0324 第 5 号の 2 「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の業務）従事者安全衛生教育について」により実施方法等の通知を行ったところですが、その実施に当たっては、下記に留意の上その運用に遺漏のないようにお願いします。

#### 記

##### 1 教材について

2 号通達の記の 1 (2) にある「教育カリキュラムに基づき所定の時間において各科目に応じた範囲の細目を教育できるもの」としては、「上級チェーンソー作業者の安全ガイド」（林業・木材製造業労働災害防止協会 平成 26 年 7 月発行）等が一例として挙げられるが、この教材に限る趣旨ではないこと。

##### 2 講師について

2 号通達の記の 1 (3) にある「教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者」には、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育講師研修」等を修了した者等があること。

##### 3 教育カリキュラムについて

